

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領

(目的)

第1条 本要領は、豊中市総合計画や豊中市みどりの基本計画等に基づく、まちに関係する人たちと一体となって、市内をお花でいっぱいの魅力的なまちにする「とよなか花いっぱい大作戦」(以下、「事業」という。)における、スポンサー制度について、必要な事項を定めるものとする。

(制度内容)

第2条 お花でいっぱいの魅力的なまちづくりのため、多くの人々が利用する駅前や公園等に憩える空間としての花壇やフラワーポットの整備・維持管理を行う本事業の趣旨に賛同し、協賛をする個人・団体・法人をスポンサーとして登録するもの。

(定義)

第3条 この要領における、スポンサーという用語の定義は、「本事業の趣旨に賛同し協賛する個人・団体・法人」とする。

(協賛内容)

第4条 協賛内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 協賛金額は、3万円からとする。
- (2) 協賛期間は、年度毎の1年間とし、年度途中での協賛の場合も当該年度末日までとする。
- (3) 既納の協賛金は、原則として返還しないものとする。

(スポンサーの要件)

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーへの申込を受け付けないものとする。

- (1) 豊中市有料広告掲載基準に規定する規制業種又は事業者に抵触するもの又は抵触するおそれのあるもの。
- (2) 法令又は条例若しくは規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの。
- (3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの。
- (4) 政治的または宗教的活動をするもの。
- (5) その他市長が適切でないと判断するもの。

(手続)

第6条 スポンサーになろうとするものは、スポンサー申込書(様式第1号)を、市長に提

出するものとする。

- 2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、第5条の要件を審査のうえ、スポンサーを決定する。
- 3 市長は、決定内容について、決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 4 スポンサーは、市長が指定する方法により、協賛金を納付する。

（スポンサー名の掲載）

第7条 スポンサーは、市長が管理や設置等をする花壇に設置の看板やホームページ、SNS、印刷物等にスポンサー名を掲載することができることとし、掲載を希望する場合は、その旨をスポンサー申込書（様式第1号）に記載の上、申込むこととする。

- 2 掲載を希望するスポンサーは、掲載に必要な情報について、市長に提供すること。
- 3 掲載の対象花壇及びその期間は、次に定めるとおりとする。

（1）対象花壇

全ての花壇から希望する花壇に掲載。なお、希望する花壇には、3万円以上の協賛を必要とする。

（2）期間

第4条第1項第2号に定める期間とする。

- 4 掲載は、次の各号に定める手続きを完了した日から概ね1か月以内に行うものとする。

（1）前条及び第8条に定める手続き

（2）協賛金の納付確認

（3）スポンサーからの掲載に必要な情報の提供

- 5 事業運営上、必要に応じて作成する印刷物等への掲載は、その時期や前項各号の状況から判断して、適宜、行うものとする。
- 6 スポンサーは、スポンサー名の掲載に係る権利を第三者に譲渡してはならない。
- 7 市長が必要と認める場合は、掲載の条件や内容等について、スポンサーと協議の上、決定することができる。
- 8 スポンサー名の掲載は、本事業が終了した場合、その終了日をもって掲載を終了するものとする。

（継続手続）

第8条 市長は、協賛期間の終了時期が近づくタイミングでスポンサーに対して、スポンサー継続等回答書（様式第3号）を送付し、スポンサー継続の有無やその内容を確認するものとする。

- 2 前項の書類において、継続の意思表示をしたスポンサーに対しては、その書類を第6条第1項のスポンサー申込書（様式第1号）に代わるものとして取り扱い、第6条の規程に準じ手続を行うものとする。

(変更手続)

- 第9条 スポンサーは、第6条及び第8条の定めにより提出した内容に変更が生じたときは、速やかに内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。なお、協賛金額の返還や減額、金額の変更を伴わない内訳の変更といった追加以外の内容については、変更を受け付けないものとする。
- 2 市長は、前項の書類を受けたときは、内容を審査の上、変更について決定する。
 - 3 市長は、決定内容について、変更内容決定通知書(様式第5号)により通知する。

(解除手続)

- 第10条 スポンサーの解除を希望するものは、解除申出書(様式第6号)を、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、内容を確認の上、解除通知書(様式第7号)により通知する。
 - 3 協賛期間途中での解除となった場合であっても、第4条第1項第3号に記載のとおり、既納の協賛金は、原則、返還しないものとする。
 - 4 解除手続きが終了次第、第7条に定めるスポンサー名の掲載は終了する。

(取消)

- 第11条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーの決定を取り消すことができるものとする。
- (1) スポンサーが第5条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (2) 本事業の運営に支障をきたすと認められた事情が発生した場合
 - (3) その他、市長が取消と判断するもの。
- 2 市長は、取消について、取消通知書(様式第8号)により通知する。
 - 3 スポンサーの取消手続きが完了次第、第7条に定めるスポンサー名の掲載は終了する。
 - 4 前項に規定する理由により、スポンサーの決定を取り消されたスポンサーは、市に対して、取消によって生じた損害等について請求することができない。

(その他)

- 第12条 本事業において、スポンサーが市長へ提供する情報については、事業の実施に必要な範囲内において、利用及び他の事業者へ提供することがある。
- 2 この要領に定めのない事項、または事業運営上、特別の事業が生じた場合については、市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和7年3月12日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年3月24日から施行する。

様式第1号

スポンサー申込書

令和 年 (年) 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領の内容を了承し、次のとおりスポンサーに申し込みます。

申込者名 (法人・団体・個人いずれかの名称)	フリガナ
代表者名 (法人・団体の場合は記入)	フリガナ
担当者名 (手続きを担当される方)	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
協賛内容	本事業の趣旨に賛同し、市内の花壇・フラワーポットの整備又は管理への協賛
協賛年度	令和 年度
協賛金額 (3万円から)	円
	(内訳) ・豊中駅前人工広場 円 ・千里阪急前 円 ・柴原阪大前駅前ロータリー 円 ・菰江公園 円
スポンサー名の掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※花壇やホームページ、SNS、印刷物等への掲載

様式第2号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長

決定通知書

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第6条に基づき審査を行った結果、次のとおり決定しましたので通知します。

スポンサー決定

スポンサー不決定

スポンサー名	
協賛金額	円
	(内訳)
	・豊中駅前人工広場 円
	・千里阪急前 円
	・柴原阪大前駅前ロータリー 円
・菰江公園 円	
不決定とした理由	

様式第3号

スポンサー継続等回答書

令和 年 (年) 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第8条に基づき、スポンサー継続の有無やその内容について、下記のとおり回答します。

回答者名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
継続有無	<input type="checkbox"/> 継続する <input type="checkbox"/> 継続しない
継続内容	<input type="checkbox"/> 前年度と同様 <input type="checkbox"/> 内容を変更する
協賛金額 (前年度から内容を変更する場合は記入)	円
	(内訳) ・豊中駅前人工広場 円 ・千里阪急前 円 ・柴原阪大前駅前ロータリー 円 ・菺江公園 円
協賛内容	本事業の趣旨に賛同し、市内の花壇・フラワーポットの整備又は管理への協賛

様式第4号

内容変更申込書

令和 年 (年) 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申込者 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第9条に基づき、スポンサー内容に変更があったため、下記のとおり申し込みます。

申込者名 (法人・団体・個人いずれかの名称)	フリガナ
代表者名 (法人・団体の場合は記入)	フリガナ
担当者名 (手続きを担当される方)	
住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
協賛金額 (追加分)	円
	(内訳) ・ 豊中駅前人工広場 円 ・ 千里阪急前 円 ・ 柴原阪大前駅前ロータリー 円 ・ 菰江公園 円
スポンサー名の掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※花壇やホームページ、SNS、印刷物等への掲載

※変更が発生した項目について、変更後の内容を記載してください。

※協賛金額については、追加分のみを変更として受付します。

納付済みの協賛金の返還や内訳の変更は受付できません。

様式第 5 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

内容変更決定通知書

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第 9 条に基づき審査を行った結果、次のとおり決定しましたので通知します。

内容変更決定

内容変更不決定

申込者名 (法人・団体・個人いずれかの名称)	フリガナ	
代表者名 (法人・団体の場合は記入)	フリガナ	
担当者名 (手続きを担当される方)		
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
協賛金額 (追加分)	円	
	(内訳)	
	・豊中駅前人工広場	円
	・千里阪急前	円
	・柴原阪大前駅前ロータリー	円
	・菰江公園	円
スポンサー名の掲載	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※花壇やホームページ、SNS、印刷物等への掲載	
不決定とした理由		

様式第6号

解除申出書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）豊 中 市 長

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第10条に基づき、スポンサーを解除されるよう申し出ます。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
協賛金額	
解除申出理由	

様式第7号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

解除通知書

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第10条第2項に基づき、下記スポンサーからの解除申出を受理し、スポンサーを解除することを通知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
協賛金額	
解除理由	

様式第 8 号

豊環公第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊 中 市 長

取消通知書

とよなか花いっぱい大作戦スポンサー制度要領第 11 条に基づき、下記のとおり、スポンサーの決定を取り消しましたので、通知します。

スポンサー名	
住所	
電話番号	
協賛金額	
取消理由	